



平成29年12月20日

各位

株式会社十六銀行

恵那市の「空き家バンク」購入者向け住宅ローンの取扱開始について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬幸雄）は、恵那市への移住・定住支援の一環として、平成29年12月20日（水）より恵那市が管理する「空き家バンク」に登録されている物件を購入されるお客さまに向けた専用の住宅ローンの取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

これは、平成29年10月3日、恵那市と締結した「地方創生にかかる包括連携協力に関する協定」に関連して取扱いを開始するものです。

なお、恵那市への移住希望者に対応するため、住宅ローンの申込条件となる勤続年数の条件を撤廃しております。当行は、本商品の取扱いをはじめとして、今後も恵那市への移住・定住の促進に貢献してまいります。

記

お使いみち	お申込人が居住される住宅の取得資金、リフォーム資金等
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上70歳以下、最終返済時年齢80歳以下の方 ・当行が指定する各種団体信用生命保険にご加入いただける方 ・年収100万円以上の方 ・保証会社の保証が受けられ方 ・恵那市が管理する「空き家バンク」に登録されている物件を購入される方 ※勤続年数は問いません
ご融資額	10万円以上1億円以内（1万円単位）
ご融資期間	1年以上35年以内
ご返済方法	元利均等返済（ボーナス返済併用方式も含む）
ご融資利率	当行取扱いの住宅ローン商品「金利引下げプラン」を適用します
保証会社	十六信用保証株式会社
その他	事務取扱手数料および保証料をお支払いいただきます
ローン受付窓口	恵那支店、多治見ローンサービスセンター
お問い合わせ先	個人営業部個人ローン業務グループ TEL058-266-2520

以 上

【本件ご照会先:経営企画部ブランド戦略室 TEL 058-266-2512】